

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づく第一種使用規程の承認申請案件に対する意見募集の実施結果について  
 (平成29年2月21日～3月22日 (ダイズ2件、トウモロコシ1件、ワタ3件))

1. 意見・情報募集の対象となった第一種使用規程の承認申請案件

遺伝子組換え生物等の種類の名称	第一種使用等の内容
除草剤グルホシネート耐性ダイズ ( <i>pat</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (A2704-12, OECD UI: ACS-GM005-3)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
チョウ目害虫抵抗性並びに除草剤ジカンバ及びグリホサート耐性ダイズ ( <i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2</i> , 改変 <i>cry1Ac</i> , 改変 <i>dmo</i> , 改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>Glycine max</i> (L.) Merr.) (MON87751 × MON87701 × MON87708 × MON89788, OECD UI: MON-87751-7 × MON-87701-2 × MON-87708-9 × MON-89788-1) 並びに当該ダイズの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート誘発性雄性不稔、除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ (改変 <i>cp4 epsps</i> , <i>cry1A.105</i> , 改変 <i>cry2Ab2</i> , <i>cry1F</i> , <i>pat</i> , <i>DvSnf7</i> , 改変 <i>cry3Bb1</i> , <i>cry34Ab1</i> , <i>cry35Ab1</i> , <i>Zea mays</i> subsp. <i>mays</i> (L.) Iltis) (MON87427 × MON89034 × <i>B. t.</i> Cry1F maize line 1507 × MON87411 × <i>B. t.</i> Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7, OECD UI: MON-87427-7 × MON-89034-3 × DAS-01507-1 × MON-87411-9 × DAS-59122-7) 並びに当該トウモロコシの分離系統に包含される組合せ (既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。)	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ ( <i>2mepsps</i> , <i>hppdPFW336-1Pa</i> , <i>Gossypium hirsutum</i> L.) (GHB811, OECD UI: BCS-GHB811-4)	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為

<p>除草剤グリホサート及びイソキサフルトール耐性ワタ  <i>(2mepsps, hppdPfw336-1Pa, Gossypium hirsutum L.)</i>  (GHB814, OECD UI : BCS-GHB814-7)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬  及び廃棄並びにこれらに付随する行  為</p>
<p>カメムシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗  性ワタ (改変<i>cry51Aa2, Gossypium hirsutum L.)</i> (M  ON88702, OECD UI : MON-88702-4)</p>	<p>隔離ほ場における栽培、保管、運搬  及び廃棄並びにこれらに付随する行  為</p>

## 2. 意見募集方法の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を環境省、農林水産省ホームページに掲載
- ・ 記者発表
- ・ 資料の配付

### (2) 意見提出期間

平成29年2月21日(火)から3月22日(水)まで

### (3) 意見提出方法

電子メール、郵送又はファクシミリ

### (4) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課

## 3. 意見募集の結果(関係省に提出された意見の合計)

意見提出数 24件

## 4. 御意見の概要と御意見に対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びワタの第一種使用等に関する審査結果に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>第一種使用に反対です。 遺伝子組換え作物が引き起こす影響は未知数です。導入先の遺伝子が欠失との表現も見受けられますし、生物の多様性への影響等、計算仕切れない影響があると思います。農作物との交雑等の影響も心配です。これ以上自然を壊さないでください。</p>	<p>遺伝子組換え技術は、人類が抱える様々な課題を解決する有効な手段の一つとしての期待がある一方、御指摘のように、当該技術を利用して生み出される生物を、食品・飼料等として利用することにより、安全性や環境に悪影響を及ぼす可能性について、懸念が持たれています。</p> <p>このため、我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性、生物多様性への影響について、科学的な審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。その際、食品としての安全性に関しては食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、飼料としての安全性に関しては、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、そして、生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。）に基づき、申請ごとに審査を行っています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により、生物多様性に影響が生ずるか否かについては、1）雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）、2）野生動植物に対して有害な物質を生産しないか（有害物質の産生性）、3）在来の野生植物と交雑して遺伝子が広がらないか（交雑性）等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。審査は、農林水産省及び環境省が以下の手順で行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請者に、最新の科学データ、緊急時の措置を定めた計画書（緊急措置計画書）等を申請書とともに提出するよう要求</li><li>② 提出データ等の妥当性等を確認</li><li>③ 学識経験者の意見を聴取</li><li>④ 必要に応じて、申請者に対し、追加データ、試験等を要求</li><li>⑤ 承認の可否を判断</li></ol> <p>この結果、生物多様性に影響を生じさせるおそれがないと認められたもののみを承認しており、平成29年3月末現在で、168件の遺伝子組換え農作物の第一種使用規程（環境中への拡散を防止しないで行う開放系での使用内容等を定めたもの）の承認を行っています。御指摘の導入先遺伝子の数塩基の欠失についても、こうした審査を通じて影響がないことを確認しています。</p> <p>また、承認後も、万が一の場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性影響を効果的に防止するための措置を講ずること。</li><li>② 主務大臣は、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができること。</li></ol>

	<p>さらに、こうした措置に加え、農林水産省及び環境省では、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところですが、平成18年度の調査開始以降、交雑種の生育範囲の拡大は確認されていません。</p> <p>なお、農作物との交雑についての御指摘ですが、農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であることから、野生植物とは異なるものとして、生物多様性影響評価の対象とはしていません。遺伝子組換え農作物に限らず、別の農作物との交雑は、一般的に、生物多様性に影響を及ぼす問題ではなく、農作物の品質管理の問題であり、生産・流通段階における交雑・混入防止のための取組が重要と考えています（参考：現時点で国内で栽培されている遺伝子組換え農作物は、青いバラのみとなっています）。</p>
<p>除草剤に耐性のある雑草が出始めたり、遺伝子組換えによる殺虫成分が効かない害虫が出始めたりしているようです。害虫、雑草の適応力は凄まじく最終的にはイタチごっこになります。</p>	<p>今回、申請のあった遺伝子組換え農作物6系統のうち4系統は、作用機作の異なる複数の除草剤に耐性を有し、2系統は、種類が異なる殺虫タンパク質を産生するものです。それぞれ特定の除草剤に対する耐性や、標的昆虫が特定の殺虫タンパク質に対する抵抗性を獲得しにくくしたものです。また、海外の栽培国では、異なる品種の遺伝子組換え農作物を栽培し、こうした除草剤耐性や害虫抵抗性の発達を防止する取組が実施されています。</p> <p>なお、現在、国内で、食用の遺伝子組換え農作物は栽培されておらず、今回承認申請のあった遺伝子組換え農作物を対象に使用できる登録農薬もないため、直ちに、御懸念のような事態には至らないと考えますが、今回承認申請のあった遺伝子組換え農作物を対象に使用できる新たな農薬の登録があった場合も、当該農薬が適切に使用されるよう指導してまいります。</p>
<p>生物多様性影響評価検討会の学識経験者とはどういう経歴の方でしょうか。</p> <p>また、パブリックコメントは、専門的な内容を市民に示すだけで済ますのではなく、国民にもっと分かりやすく、またもっと知らせてください。</p>	<p>御指摘について、生物多様性影響評価検討会については、学識経験者の名前・所属、専門分野等について、ホームページ等で公開する等、審査の透明性の確保に努めています。</p> <p>審査報告書の内容については、専門用語には説明を付す等、わかりやすい表現となるよう努めてまいります。</p> <p>情報発信の仕方についても、ホームページ等での発信のみならず、各報道機関向けの記者発表（プレスリリース）を行う等、多方面への情報発信に努めてまいります。</p>